

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る  
環境影響評価準備書についての  
環境影響評価に関する公聴会の状況

開催日：平成 19 年 9 月 15 日（土）

開催場所：武豊町立中央公民館

公述人：3 名

愛知県名古屋市に住んで、環境問題というものをずっと私のライフワークとして取り組んできております。そういう関係上から、この事業についてもいくつかの意見を言わざるを得ないということでも出てまいりました。

この事業は、愛知県が事実上行うもので、実施上アセックに依頼するという趣旨のものであります。そういう、本来アセスを審査する県と、事業をするアセックというものが一体的な事業でございます。そういう事業は、まあ、よくある話といえば、そういうことですが、それだけに範となるようなきちんとしたアセスを行うべきであるというのが基本的な考え方です。それに、そういう観点からすると、今回の事業は、あまりにもずさんな点が多い。今まで行われたアセスに比べても、ずさんな点が多い。こういうアセスが進行しているということは、審査する県が身内意識で非常に甘くやっているのではないかというふうに思いたくもなる。まあ実際そうなのかも知れませんが、そういうことは改めるべきであるというふうに思います。こういうことをやっていると、アセス制度そのものの否定につながりますし、ある意味では環境行政の自殺行為というふうに私は言えるのではないかというふうに思います。具体的に指摘したいと思います。

準備書には、騒音予測コンターを始め、多くの間違いや、貴重な種のクモの未調査などの問題点があることが明らかとなっております。事業者の見解でもそれを認めております。これほど多くの間違いや抜け落ちがある準備書で審査手続きを進めるのは異常な事態と言わざるを得ません。事業者は間違いを知りながら、説明会などで指摘されても、訂正もしていない。何箇所修正をする必要があるとも言っていない。「評価書で直します。」と言うだけ。それでは問題だと、必要な修正・追加をした上で、説明会、意見書の受付をやり直すべきだというふうに私は考えます。本来、環境影響評価を担当する部局である愛知県の方も、準備書をつくる前に、十分にそういうものをチェックして、不十分なものは出し直させるというようなことをしない限り、アセス制度は十分な機能をしないというふうに思います。

今、申しましたクモ類について、方法書では貴重な陸生動物について調査することを記載して、貴重種としてクモ類を記載しております。そういう意味では方法書でクモの調査をするということは、ある意味では公約をした。こういう方法書だとか準備書というのは、事業者の社会に対する公約です。それを舌の根も乾かないうちに、準備書では全く欠落させてしまった。こういう準備書を愛知県が受理している、こういうことは重大な問題であると言わざるを得ない。あってはならないことだというふうに考えます。

次に、膨大な準備書ですら、アセックのホームページに出ておりますけれども、残念ながら私も含めて、何人かの方が出された準備書に対する意見に対する事業者見解というのが、これは県民には一切知らされていない。県知事と武豊町長のところには送付されたようではございますけれども、県民には一切知らされていない。だから私は意見書を出しましたけれど、私にももちろん何も連絡がありません。どういうふうに私の意見に対して事業者が答えたのかについては、いまだに分かりません。こういう状態というのは異常な事態だというふうに私は思わざるを得ません。

名古屋市の環境影響評価の手続きでは、事業者の見解というのは縦覧すべきものとして縦覧されます。そしてだれもが見ることができます。それに対して、なお問題点があると考えた人は、公聴会を申請し、公聴会で公述を希望することができるということになっております。そういう意味では、この県の方式は、事業者の見解というものを県民に知らせず、今日も準備書に対する意見という形でやっていますから、まあ意見書とある意味ではダブる二重の手間で、実質的な議論が深まらない、そういうシステムになっていると思います。これは抜本的な改善が必要だというふうに思います。

また、住民への説明会で、事業者は「耐震設計の結果、数十センチの移動」と説明していたということですが、アセックへ調査報告書の閲覧に行きました。来れば見せるということですから、わざわざ名古屋から行きました。そうしましたところ、東海・東南海地震の検討で護岸が水平の最大で 52.2 センチということの説明したらしいですが、加木屋断層の検討では、天端部で鉛直最大が 104.9 センチ、水平最大が 118.1 センチということで、これは 1 メートルを越えているわけですね。こういうものを数十センチというのは、明らかに意図的なごまかしであるというふうに言わざるを得ません。武豊町民はもとより、県民を欺こうとする姿勢というものに対して明確に謝罪する必要があるというふうに思います。

また、「東海・東南海連動地震はもとより、中略しますが、加木屋断層帯地震も対象にして地震応答解析に基づいた護岸の安定性の検討を行い、最終処分場の安全上問題がないことを確認しています。」というふうに準備書の 197 ページには結論だけ書いてあります。その耐震設計の内容、耐震基準をどうしたのか、震度をどうしたのか、継続時間、地盤常数だとか、最終残留変異などをだれでもが確認し、安心できるように調査報告書を基にした資料で説明する必要があると思います。

環境影響評価の説明会は、県の廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく説明会も兼ねているはずですが、これは今後産業廃棄物施設設置申請の事前説明会にもなります。そういう意味では、この地震の問題について明確な説明をすることが必要だというふうに思います。武豊町長、知事は、説明会について報告を受けていると思います。再度の説明会の開催について、どのような見解を出されたのか、これも明らかにしていただく必要があると思います。

それから準備書では、「海域については事業実施区域を含めて文献調査、音波探査及びオールコアボーリング調査を行った。中略ですが、事業実施区域内に活断層の存在は認められなかった。」と準備書の 104 ページで、結論だけが書いてあります。アセックへ報告書の閲覧に行った。これはなかなかコピーもさせてくれませんでしたけれども、最近やっとコピーをいただきましたけれども、それを見ると、「3号地内に活断層あるいは活撓曲が存在する可能性は低いものと思われる。ただし、活構造が存在しないとまでは言えないので、安全上の注意が必要である。」と書いてあります。この報告書を引用した準備書の記述は明らかに意図的な誤引用というふうに言わざるを得ません。こういうことについては愛知県もこの地震の検討に対する委員会にオブザーバーを派遣しており、既に情報も入手しているはずです。その事実を知っているにもかかわらず、このようなことを許しているというのは、県当局の重大な怠慢であるというふうに言わざるを得ません。

もう数点ありますが、ちょっと時間的に全部言えるかどうか分かりませんが、主務省令の第 14 条、環境保全措置の検討では、「環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては環境保全措置を検討しなければならない。」と定められています。大気の予想では問題はないと判断している年間評価でさえ、寄与の程度はわずかであり、「影響がない」とか、「影響の程度はごく極めて小さい」とは断言できない内容になっております。まして 1 時間値については環境基準を上回ることを認めながら、寄与割合はわずかであると居直りをしているだけであって、真面目に環境保全措置を考えようとする姿勢が欠落しております。

降下ばいじんは予測地点 1 に近い武豊小学校でも、2.5 トン/平方キロメートル・月であり、さらに大きな値であるはずの道路沿道は現地調査さえ実施していないため、評価もできないでいる。予測では、秋に 4.49 トンも追加され、環境に大きな影響を与えることは明らかであります。また、建設作業騒音は道路を中心に音源が集中したケース以外は規制基準の 85 デシベルを超えてしまっております。こういう事実を知りながら、影響は極めて小さいということで、環境保全措置はすべてしない、考えないという結論になっているというのは、重大な誤りであるというふうに言わざるを得ません。

それから前にも述べましたが、クモの調査は最近 3 シーズンについて審査委員会に報告がされたようです。これはわれわれが見ることがまだできておりません。私は見ておりません。なぜ 3 シーズン、夏が欠落しているんですね。だったらこの夏に調査をして、その後、全部がそろった段階で準備書を提出し、そして県民の目に触れるように明らかにして、そして意見を受け付けるというのが本来のあり方ではなかったでしょうか。

最後ですが、「予測方法等に起因する予測の不確実性や、環境影響の程度が著し

いものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。」と書いてあります。これは重大な問題です。先ほど言ったようにいくつか問題点があるわけで、そういう意味ではアセスの事業については、多くの場合、本当にアセスの予測が正確であったかどうかを確認する上でも、事後調査は必須であります。しかし、この事業については事後調査をしないということを断言しているというのは重大な誤りだというふうに言わざるを得ません。

本日はおみえになっておられないと思いますが、審査委員会の皆様におかれましても、こういう事実を真摯に受け止めていただいて、厳正なる検討を重ねられることを要望したいと思います。以上です。

公述人 B

私は、私なりに意見を述べたいと思います。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係わる影響評価準備書についての意見であります。

衣浦港 3 号地に廃棄物最終処分場を整備するのは、「県内の産業廃棄物、一般廃棄物の最終処分場の耐用年数が少なく、新規に整備される処分場もなく、逼迫した状態のため、産業界、自治体から整備促進を求められた」と説明されています。しかし、そうでしょうか。私は愛知県産業界の怠慢の結果、現在の状況になったと思います。なぜそのような結論付けをするかと申しますと、現在使用中のアセックの処分場、ポートアイランド処分場とも、使用開始した当初から使用ができる最終年度がはっきりとしています。埋立最終年度はアセックが延長許可後で平成 22 年、衣浦ポートアイランドは平成 20 年となっています。にもかかわらず、第一義的な廃棄物処分の責任がある廃棄物発生者も愛知県も放置してきました。その挙げ句の、最終処分場が逼迫した状況、そうとは言えないものであります。

さらに各団体が愛知県に対して行った要望時期についても、短期間に各団体が一斉に要望していることを見ますと、作為的なものを感じるのには私だけではないと思います。

次に、最終処分場整備に伴う環境悪化を防ぎたい、そういう意見です。

昨年から今春にかけて環境調査が実施されました。その結果から廃棄物運搬車両が集中的に通行する武豊町内の明神戸、道仙田地区が既に騒音と浮遊微粒子状物質が環境基準を上回っていることが判明しました。また、降下ばいじん量についても臨港道路でこれまでの測定結果がないため、近隣で測定している武豊小学校での測定値 2.6 トン/平方キロメートル・月に比べますと、予測では 4.49 トン/平方キロメートル・月と大幅に上回っています。このような状態であるにもかかわらず、アセックは環境への寄与率が低い、ごくわずかということで具体的に軽減させる対策をとろうとしていません。公共事業を行うのに、環境基準を守らない、守ろうとしない、環境基準をクリアするための対策をとろうとしない、このような態度が許せません。

地元住民の皆さんは環境緩和対策の一方法として、将来の 4 車線化計画に基づき、2 車線分の用地買収を実施するように求めています。そして 2 車線分を緩衝地域緩和用地として確保することを求めているわけであります。また、環境基準と大きな関わりを持つ交通量の予測結果についても大きな不信感があります。現在の臨港道路の交通量調査結果は、午前 7 時から 18 時までの 7,173 台、うち大型車両 1,452 台、20.24%です。準備書の予測では一般車両 7,465 台、廃棄物運搬車両 610 台、

合計 8,075 台で増加率 8.2%としています。この計算は現在の交通量との比較ではなく、将来の予測交通量の中での廃棄物運搬車両の増加を示しています。増減の比較を現状の交通量と比較するのは当然のことです。現状では影響を故意に低く見せているものであります。現在の交通量との比較では、全体交通量として 902 台増となり、増加率は 12.55%、廃棄物運搬車両は大型車両のみであり、増加台数は 610 台、現状よりも大型車両の増加率は 42% 増となります。大型車両の占める割合も 20.24% から 25.54% となり、実に通行車両の 4 台に 1 台が大型車両となります。このように増加する交通量を少なく見せるような計算式は常識外れとしか言いようがありません。

次に、地震対策について申し上げます。活断層の存在確認については専門会社にて陸域と海域の調査を実施しています。文献調査、専門学者の意見も聞き、調査結果と合わせると新たな活断層は認められなかったと結論付けています。活断層の調査をきめ細かく実施しているように見えますが、ほとんどが文献調査、学者の意見であり、現地での音波調査、ボーリング調査は事業実施区域範囲です。中越沖地震で活断層の調査範囲が狭く、想定を大幅に越える揺れを原子力発電所に与えました。廃棄物最終処分場南北には、リニアメントを確認しています。この海域まで調査範囲を広げて音波調査、ボーリング調査を実施すべきであります。東海・東南海連動地震、加木屋断層地震の揺れに対しても、安全性は確保していると説明されますが、縦横 1 メートルを越す揺れが生じた場合、一般的に堤防などの強度は大丈夫かという疑問が大きく残ります。具体的な数値を明らかにするなど、住民の皆さんが納得できる公開をしていただきたい。

富貴ヨットハーバーの利用者からの意見として、廃棄物最終処分場の堤防が沖に延びることにより、浮遊ごみの吹き寄せが多くなるという指摘がされています。これまでの説明では、潮流と風向きを考え合わせて、多くなることはない結論付けていますが、しかし、浮遊ごみは風による影響と堤防などさえぎるものの存在が大きな影響を与えます。ただ影響はないという結論のみではなく、具体的に図示するなど、根拠を明確にしていきたいと思います。

最後に、情報公開について申し上げます。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業は、愛知県がアセックに委託して行う事業です。事業実施に伴う発注者責任として、愛知県は責任を持たなければなりません。アセックが行う廃棄物最終処分場整備に係わる情報公開は、アセックの内部の規定による情報公開のみでは十分とは言えません。ISO14000 認証事業所であること、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係わる評価制度により、遵法性、情報公開、環境保全の取り組みから、評価基準を満たしているとして、今以上の情報公開を拒否しています。アセックのいう情報公開は、業者としての情報公開であり、住民の福祉、権利としての情報公開を十分保証しているとは言えません。

愛知県の情報公開条例においても、個人情報、公開することにより重大な不利益を与える情報は公開できないことになっています。なぜ、アセックは愛知県条例に準ずる情報公開ができないのでしょうか。疑問に感じるのは私だけではないと思います。

なぜこのように情報公開にこだわるかと申しますと、アセックが武豊町議会に説明している内容と、半田市議会で説明している内容に大きな違いを生じています。その内容は、搬入道路である半田常滑線の開通ができなかった場合、搬入車両の半田インター利用から、半田中央インター利用に切り替え、半田岩滑地区、半田市内を通る案が示されています。また、搬入車両数も 84 台、17%減と、大幅減になっています。このような重大な変更も武豊町民には知らされておりません。この事例は、廃棄物最終処分場整備のためには約束をも反古にする危険な姿勢が見え隠れします。このような事例をなくすためにも、愛知県条例に準ずる情報公開は必要であると思います。以上で終わります。



公述人 C

私は、衣浦港 3 号地を産業廃棄物の最終処分場として埋め立てることに、腹の底から腹立たしい思いで反対している武豊町民の一人であります。

9 年前に、武豊町議会で衣浦港 3 号地が航路の浚渫土など一般廃棄物で埋め立てる計画が持ち上がったときも、環境を守る立場から反対したところでもあります。それを今、産業廃棄物で埋め立てるといっているのであります。とんでもない話であります。産業廃棄物の処理は、本来、排出する事業者自身の責任で処理することは当然のことではありませんか。産業廃棄物最終処分場が計画されている衣浦港 3 号地は、狭い衣浦港内に残された貴重な海面であります。海釣り愛好家たちの格好の釣り場ともなっており、愛好家たちは産廃による埋め立て計画に対して異口同音に強く反対しております。

現在、武豊町議会が開会中ではありますが、過日の一般質問では、3 号地問題とは直接関連付けてはおりませんでしたけれども、「富貴海岸は白砂が広がる海水浴場でありました。その白砂の浜辺を取り戻そう」という趣旨の提案が行われたことにもあらわれていますが、環境破壊には目に余るものがあります。

その上、今回の産廃による埋め立て計画、もう何をか言わんやの心境は、多くの町民の声、声なき声となっており、その声が愛知県当局、県知事には聞こえないというのでしょうか。不安とともに怒りを感じているのは私だけではないと思います。

一部に、3 号地埋め立てと引き換えに、知多東部線の南進、富貴大高線の拡幅整備、榎戸大高線の東進整備、搬入道路としての臨港道路の南進整備など、道路問題の解決を求める声があります。

しかし、考えてみてください。これらの道路計画は、既に計画決定されている事業であって、早晚実現しなければならないものばかりであります。産廃によって衣浦港 3 号地を埋め立てる問題とは、ある意味では直接関係ない事業ばかりと言わなければなりません。それを恩着せがましく、あたかも産廃による 3 号地埋め立て計画を受け入れる代替措置として強調することは断じて許せません。私は、準備書について 30 項目あまりの意見を送りましたが、準備書の内容には首肯し難い矛盾や誤りが随所に見られ、既に A 先生や B 氏から指摘されたとおりであります。読む者の判断を誤らせかねない部分が多く見られます。誤りや矛盾を正し、分かりやすい正文を整えて、住民説明を再度開催して説明するとともに、改めて縦覧に付した上で意見を求めるよう、私からも強く求めるものであります。

短時間の意見陳述では十分に意を尽くせませんが、準備書の具体的な若干の問題について意見を述べたいと思います。

準備書 7 ページには、比重を 1.3 として換算して、約 830 万トンの廃棄物の計画

とありますが、先に発行した方法書 6 ページでは比重を 1.35 として換算しています。なぜこんなに廃棄物の比重が変わるのか、不可思議でなりません。採算計画を成り立たせるために、受け入れ廃棄物の重量を大きく見積もっているのではありませんか。

また、衣浦港 3 号地が適地であると判断した理由の一つに、地盤改良などの工事期間を短縮できる場所であることが方法書段階から追加されましたが、単純な企業庁の工事用地造成の護岸工事と今回の最終処分場護岸とは、必要とされる構造、強度が異なり、地盤改良は今までのままでは不足しており、常識的には複雑な追加拡幅工事が必要であります。したがって、工期も工費も増加するはずであります。現に 98 ページの地層推定断面 4 ないし 4 では、SCP による盛上り土砂が 5 メートル近く堆積していますし、25 ページでは地盤改良によって発生した盛上り土等を投入すると、余分な工事が必要であることを認めているではありませんか。

次に、準備書 30 ページに記載されています埋め立て処分計画で、汚泥が方法書で 188 万トンであったものが 87.2 万トンと半分以下に、そして鉱さいが 30 万トンであったものが 132.9 万トンと 4 倍以上になっていますが、その理由は何かを明らかにすべきであります。一般廃棄物、産業廃棄物ばかり、アンケート手法に問題ありと言わざるを得ない状況であります。

また、処理水質の管理目標が示されていますが、水銀化合物、カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物の 6 項目だけが廃棄物処理法の排水基準の 10 分の 1 となっていますが、PCB は排水基準の 6 分の 1、その他の有機物質は排水基準と同じという変則的な管理目標値となっていますが、その理由を明らかにしてもらいたいものであります。

先に公述された A 先生は、専門的な研究をされておられる専門家でありまして、B 氏は化学分析などを手掛けてきた専門家であります。貴重なご意見を拝聴いたしました。私はこの分野については全くの素人であります。素人の私がざっと目を通しただけで気付いた問題点がこれほどある準備書となっているのであります。逆説的な言い方になるかも知れませんが、本当にこの事業を推進しようというのであれば、僭越ながら指摘させていただいた諸点について再検討して、準備書を正文化し、改めて住民説明会を開催、再度縦覧して意見を求めるべきであることを繰り返し指摘するものであります。

また、B 氏から搬入路の件で意見が述べられました。半田市議会においても非常に厳しい議論が交わされているそうでありますし、私も B 氏のこの意見に賛成であります。武豊町議会においては、このような搬入路の変更について一言も説明がありませんでした。半田インターから、あの日本ガイシのところまで東進し、そして臨港道路に入って搬入される。そういう説明しか受けていないのであります。このような重要な路線変更について、なぜ説明しないのか、はなはだ疑問であります。

その理由を明確に説明してもらいたいものであります。

準備書に対する意見について、このような回答が発行されました。これは先ほど A 先生からご指摘がありましたように、私、38 項目ばかり意見を出した一人であり、ますけれども、意見書 6 通、そして意見書の項目、合計で 309 項目、そしてその意見の内容と事業者の見解というのが対記されて、45 ページにわたる文書が発行されました。これも武豊町議会全体には届いておりません。武豊町議会に設置されております衣浦港 3 号地調査特別委員会の委員にのみ配布された文書であり、私は事業者からの、ではなくて、別のルートから入手したものであります。

このように、この情報公開においても、この武豊町町民、ましてやその町民を代表する武豊町議会に対してさえ、このような不誠実な対応であります。全く許すことはできません。私は、このような見解を、質問した者に、意見を出した者にも届けたい、そういう不誠実な事業者の対応に腹立たしい思い、怒りを覚えている一人であります。

また、この公聴会のあり方についても一言申し添えておきたいと思っております。

先ほど A 先生からもご紹介がありましたように、事業者からは一言も述べた意見に対する対応はありません。このように一方的に意見を述べるだけであります。名古屋市の対応が紹介されましたけれども、是非とも事業者の見解を伺いたいものであります。

また、武豊町地先の計画であることは事実でありますけれども、なぜこのような公聴会、また住民説明会を武豊町以外の近隣の市町、せめて開くべきだと主張してまいりましたけれども、一向にその姿勢を見せません。今回もこの公聴会で、私たち 3 名の公述人で間もなく終わろうとしております。このような公聴会も、そして住民説明会も、必要な範囲で、もっともっと広く行って意見を聴取すべきであります。そうしなければ、この県内全域から搬入される産業廃棄物の最終処分場としての衣浦港 3 号地の位置付けとも相反する問題と言わざるを得ません。以上で意見陳述を終わります。